

【法令名称】中華人民共和国水質汚染防止処理法  
【発布機関】第十期全国人民代表大会  
【発布番号】中華人民共和国令第八十七号  
【発布日】2008.02.28  
【施行日】2008.06.01  
【有効性】現行有効  
【効力級別】法律  
【全文】

中華人民共和国主席令  
第八十七号

「中華人民共和国水質汚染防止処理法」は、2008年2月28日の中華人民共和国第十期全国人民代表大会常務委員会第三十二回会議にて、改正・採択された。よってここに改正後の「中華人民共和国水質汚染防止処理法」を公布し、2008年6月1日より施行する。

中華人民共和国主席 胡錦濤

2008年2月28日

中華人民共和国水質汚染防止処理法

(1984年5月11日、第六期全国人民代表大会常務委員会第五回会議通過。1996年5月15日、第八期全国人民代表大会常務委員会第十九回会議にて「『中華人民共和国水質汚染防止処理法』の改正に関する決定」に基づき改正。2008年2月28日、第十期全国人民代表大会常務委員会第三十二回会議にて改正。)

目 次

第一章	総則
第二章	水質汚染防止処理の基準と計画
第三章	水質汚染防止処理の監督管理
第四章	水質汚染防止処理の措置
第一節	一般規定
第二節	工業水質汚染防止処理
第三節	都市・町水質汚染防止処理
第四節	農業と農村水質汚染防止処理
第五節	船舶による水質汚染防止処理
第五章	飲用水水源とその他特殊水域の保護
第六章	水質汚染事故の処置
第七章	法的責任
第八章	附則

## 第一章 総 則

**第一条** 水質汚染を防止処理し、環境の保護及び改善をはかり、飲用水の安全を保障し、また経済社会の全面的に調和がとれかつ持続的な発展を促進するため、本法を制定する。

**第二条** 本法は中華人民共和国領域内の河川、湖沼、運河、用水路、ダム等の地表水及び地下水の汚染の防止処理に適用する。

海洋汚染の防止処理には、「中華人民共和国海洋環境保護法」を適用する。

**第三条** 水質汚染防止処理は、予防を主とし、防止と処理を連結させ、総合的に処理するという原則に則り、優先して飲用水水源を保護し、工業汚染、都市・町生活汚染を厳格に抑制し、農業による水質汚染を防止・処理し、生態環境に対する整備工程の建設を積極的に推進し、水環境汚染と生態環境の破壊を予防、抑制、減少させる。

**第四条** 県級以上の人民政府は水環境保護作業を国民経済と社会発展計画に組入れるものとする。

県級以上の地方人民政府は、水質汚染の防止処理の対応策と措置をとり、当該行政区域における水環境の状態に責任を負う。

**第五条** 国は、水環境保護の目標責任制と考課評価制度を実施し、水環境保護の目標達成状況を地方人民政府及びその責任者に対する考課評価内容とする。

**第六条** 国は、水質汚染防止処理についての科学技術研究と先進的な適用技術の普及・応用を奨励かつ支持し、水環境保護についての宣伝教育を強化する。

**第七条** 国は、財政移転制度を活用し、飲用水水源保護区区域及び河川、湖沼、ダムの上流地区における水環境生態に対する保護と補償体制を確立し、完備する。

**第八条** 県級以上の人民政府環境保護主管部門は、水質汚染の防止処理に対し統一した監督管理を実施する。

交通主管部門の海事管理機構は、船舶による汚染水域の防止処理に対し監督管理を実施する。

県級以上の人民政府の水行政、国土資源、衛生、建設、農業、漁業等部門及び重要な河川、湖沼流域の水資源保護機構は、各自の職責範囲内にて関連する水質汚染の防止処理に対し監督管理を実施する。

**第九条** 水質汚染物を排出する場合、国又は地方が定める水質汚染物排出基準及び重点水質汚染物排出総量規制指標を超えてはならない。

**第十条** いかなる単位と個人も水環境を保護する義務を負い、また水環境に対する汚染損害行為につき告発する権利を有する。

県級以上の人民政府及びその関連主管部門は、水質汚染防止処理作業において著しい成績を収めた単位と個人に対し表彰と奨励を与える。

## 第二章 水質汚染防止処理の基準と計画

**第十一条** 国務院環境保護主管部門は国の水環境保全基準を制定する。

省、自治区、直轄市の人民政府は、国の水環境保全基準に定めのない項目について、地方基準を制定することができ、国務院環境保護主管部門に届出るものとする。

**第十二条** 国務院環境保護主管部門は国務院水行政主管部門及び関連する省、自治区、直轄市の人民政府と共同して、国が確定した重要な河川、湖沼流域における水域の使用機能及び関連地区の経済、技術条件に基づき、当該重要な河川、湖沼流域の省境における水域に適用する水環境保全基準を確定し、国務院の認可を得た上で施行することができる。

**第十三条** 国務院環境保護主管部門は、国の水環境保全基準及び国の経済、技術条件に基づき、国の水質汚染物排出基準を制定する。

省、自治区、直轄市の人民政府は、国の水質汚染物排出基準に定めのない項目について、地方水質汚染物排出基準を制定することができる。国の水質汚染物排出基準に既に定めのある項目について、国の水質汚染物排出基準より厳しい地方水質汚染物排出基準を制定することができる。地方水質汚染物排出基準は国務院環境保護主管部門に届出なければならない。

既に地方水質汚染物排出基準がある水域に汚染物を排出する場合、地方汚染物排出基準を執行しなければならない。

**第十四条** 国務院環境保護主管部門及び省、自治区、直轄市の人民政府は、水質汚染防止処理の要求、及び国又は地方の経済、技術条件に基づき、適時に水環境保全基準と水質汚染物排出基準を改定するものとする。

**第十五条** 水質汚染の防止処理は、流域又は区域毎に統一して計画しなければならない。国の確定する重要な河川、湖沼流域における水質汚染防止処理計画は、国務院環境保護主管部門が、国務院経済総合マクロ調整、水行政等部門及び関連する省、自治区、直轄市の人民政府と共同して策定し、国務院に報告し認可を受ける。

前項規定に含めない省、自治区、直轄市を跨ぐその他の河川、湖沼流域における水質汚染防止処理計画は、国の確定する重要な河川、湖沼流域における水質汚染防止処理計画及び現地の実際状況に基づき、関連する省、自治区、直轄市人民政府環境保護主管部門が、同級の水行政等部門及び関連する市、県人民政府と共同して策定し、関連する省、自治区、直轄市人民政府の審査・確認を受けた後、国務院に報告し認可を受ける。

省、自治区、直轄市内の県を跨ぐ河川、湖沼流域における水質汚染防止処理計画は、国の確定する重要な河川、湖沼流域における水質汚染防止処理計画及び現地の実際状況に基づき、省、自治区、直轄市の人民政府環境保護主管部門が、同級の水行政等部門と共同して策定し、省、自治区、直轄市の人民政府の認可を受けたうえ、国務院に届け出る。

認可を得た水質汚染防止処理計画は水質汚染防止処理の基本的な根拠となり、計画の改定には、元の許認可機関による認可を受けなければならない。

県級以上の地方人民政府は、法により認可を受けた河川、湖沼流域における水質汚染防止処理計画に基づき、当該行政区域の水質汚染防止処理計画の策定を手配するものとする。

**第十六条** 国務院関連部門及び県級以上の地方人民政府は、水資源の開発、利用及び調節、調整を行うにあたり、各状況を配慮したうえで統一的な計画を策定し、河川の合理的な流量、及び湖沼、ダム並びに地下水の合理的水位を維持させ、水域の生態機能を保護しなければならない。

### 第三章 水質汚染防止処理の監督管理

**第十七条** 直接又は間接に水域に汚染物を排出する建設プロジェクト及びその他の水上施設を新設、変更、及び増設する場合、法により環境影響評価を行わなければならない。

建設単位が河川、湖沼に汚染物排出口を新設、変更、及び増設する場合、水行政主管部門又は流域管理機構の承認を得なければならない。通航、漁業水域に係わる場合、環境保護主管部門は環境影響評価書類の審査及び認可にあたり、交通、漁業主管部門より意見を求めなければならない。

建設プロジェクトの水質汚染防止処理施設は、主体工事と同時に設計し、同時に施工し、同時に使用を開始しなければならない。水質汚染防止処理施設は、環境保護主管部門の検査を受けなければならない。検査に合格しなかった場合、当該建設プロジェクトは生産又は使用を開始してはならない。

**第十八条** 国は重点水質汚染物の排出に対し総量規制制度を実施する。

省、自治区、直轄市の人民政府は、国務院の規定に従い、当該行政区域の重点水質汚染物の排出総量を削減及び規制するものとし、また重点水質汚染物排出総量規制指標を、市、県人民政府に小分けしそれぞれ遵守させる。市、県人民政府は、当該行政区域の重点水質汚染物排出総量規制指標の要求に基づき、重点水質汚染物総量規制指標を汚染物排出単位に小分けしそれぞれ遵守させる。具体的方法及び実施手順は国務院が定める。

省、自治区、直轄市人民政府は当該行政区域の水環境の状態及び水質汚染防止処理作業の必要に応じて、当該行政区域において総量削減と規制を実施する重点水質汚染物を確定することができる。

重点水質汚染物排出総量規制指標を超えている地区では、関連する人民政府環境保護主管部門は、重点水質汚染物の排出総量を増加させる新たな建設プロジェクトの環境影響評価書類に対する審査及び認可を一時的に中止しなければならない。

**第十九条** 国務院環境保護主管部門は、要求された重点水質汚染物排出総量規制指標を達成していない省、自治区、直轄市を公表する。省、自治区、直轄市人民政府環境保護主管部門は、要求された重点水質汚染物排出総量規制指標を達成していない市、県を公表する。

県級以上の人民政府環境保護主管部門は本法規定に違反し、水環境を著しく汚染した企業を公表する。

**第二十条** 国は汚染物排出許可制度を実施する。

直接又は間接に、工業廃水及び医療汚水、及び規定に従い汚染物排出許可証を取得しない限り排出できない廃水、汚水を水域に排出する企業・事業単位は、汚染物排出許可証を取得しなければならない。都市・町污水集中処理施設を運営する単位も、汚染物排出許可証を取得しなければならない。汚染物排出許可の具体的な方法及び実施手順は国務院が定める。

企業・事業単位が汚染物排出許可証を取得せず、又は汚染物排出許可証の規定に違反して水域に前項に定める廃水、汚水を排出することを禁止する。

**第二十一条** 直接又は間接に汚染物を水域に排出する企業・事業単位及び個人事業主は、国務院環境保護主管部門の規定に従い、県級以上の地方人民政府環境保護主管部門に対して、その保有する水質汚染物排出施設、処理施設、及び通常作業条件下で排出する水質汚染物の種類、数量及び濃度を申告及び登記し、また水質汚染防止処理に関する技術資料を提出しなければならない。

企業・事業単位及び個人事業主は、その排出する水質汚染物の種類、数量及び濃度に重大な変更が生じた場合、速やかに申告及び登記を行わなければならない。その水質汚染物処理施設を正常な使用が可能な状態に保たなければならない。水質汚染物処理施設を撤去し、又は利用せず放置する場合、事前に県級以上の地方人民政府環境保護主管部門に報告し認可を受けなければならない。

**第二十二条** 水域に汚染物を排出する企業・事業単位及び個人事業主は、法律、行政法規及び国務院環境保護主管部門の規定に従い汚染物排出口を設置しなければならない。河川、湖沼に汚染物排出口を設置する場合、さらに国務院水行政主管部門の規定を遵守しなければならない。

隠しパイプを私設するか、又はその他監督管理を回避する方法にて水質汚染物を排出することを禁止する。

**第二十三条** 重点汚染物排出単位は、水質汚染物排出の自動監視測定設備を取り付け、環

環境保護主管部門の監視コントロール設備とネットワーク接続させ、また監視測定設備の正常な作動を保証しなければならない。工業廃水を排出する企業は、その排出する工業廃水に対し監視測定を行い、また監視測定記録の原データを保存しなければならない。具体的な方法は国務院環境保護主管部門が定める。

水質汚染物排出自動監視測定設備を取り付けるべき重点汚染物排出単位名簿は、区を設置する市級以上の地方人民政府環境保護主管部門が、当該行政区域の環境容量、重点水質汚染物排出総量規制指標の要求及び汚染物排出単位が排出する水質汚染物の種類、数量及び濃度等の要素に基づき、同級関連部門と協議して確定する。

**第二十四条** 直接水域に汚染物を排出する企業・事業単位及び個人事業主は、排出する水質汚染物の種類、数量及び汚染物排出料金基準に基づき、汚染物排出料金を納付しなければならない。

汚染物排出料金は汚染の防止処理にあてられ、他の用途に流用してはならない。

**第二十五条** 国は水環境状態監視測定及び水質汚染物排出監視測定制度を確立する。国務院環境保護主管部門は、水環境監視測定規範を制定し、国の水環境状態に関する情報を統一的に公表し、国務院水行政等部門と共同して監視測定ネットワークを築き上げる。

**第二十六条** 国の確定する重要河川、湖沼流域の水資源保護作業機構は、その所在地の流域の省境における水域の水環境状態を監視測定し、また監視測定結果を速やかに国務院環境保護主管部門及び国務院水行政主管部門に報告する。国務院の認可を受けて設立された流域水資源保護指導機構がある場合、監視測定結果を速やかに流域水資源保護指導機構に報告しなければならない。

**第二十七条** 環境保護主管部門及び本法の規定に従い監督管理権を行使するその他の部門は、管轄範囲内の汚染物排出単位に対して、現場検査を行なう権利を有し、被検査単位は事実通りに状況を報告し、必要な資料を提出しなければならない。検査機関は検査中に入手した被検査単位の商業秘密を保持する義務を負う。

**第二十八条** 行政区域を跨ぐ水質汚染についての紛争は、関連地方人民政府が協議により解決するか、又は紛争当事者の共通する上級人民政府が協議により解決するものとする。

## 第四章 水質汚染防止処理の措置

### 第一節 一般定義

**第二十九条** 水域に油類、酸液、アルカリ液又は劇毒廃液を排出することを禁止する。

油類又は有毒汚染物を充填したことのある車両及び容器を水中で洗浄することを禁止する。

**第三十条** 放射性固体廃棄物又は高レベル放射性及び中レベル放射性物質を含む廃水の水

域への排出、投棄を禁止する。

低レベル放射性物質を含む廃水を水域に排出する場合、国の放射性汚染防護に関する規定と基準に合致しなければならない。

**第三十一条** 水域に熱を帯びた廃水を排出する場合、措置を講じて水域の水温が水環境保全基準に合致するよう保証しなければならない。

**第三十二条** 病原体を含む汚水には、消毒処理を施さなければならない。国の関連基準に合致して初めて、排出することができる。

**第三十三条** 水域に工業廃棄物、都市・町ごみ及びその他廃棄物を排出、投棄することを禁止する。

水銀、カドミウム、ヒ素、クロム、鉛、シアン化物、黄リン等の可溶性劇毒廃棄物を水域に排出、投棄し、又は直接地中に埋めることを禁止する。

可溶性劇毒廃棄物を保管する場所は、防水、浸出防止、流出防止の措置をとらなければならない。

**第三十四条** 河川、湖沼、運河、用水路、ダム の最高水位線より低い川辺及び岸辺に固体廃棄物及びその他汚染物を堆積、保管することを禁止する。

**第三十五条** 浸透井戸、浸透側溝、地表の亀裂及び鍾乳洞を利用して有毒汚染物を含む廃水、病原体を含む汚水及びその他の廃棄物を排出、投棄することを禁止する。

**第三十六条** 浸出防止措置をとっていない排出用水路、溜池等を利用して有毒汚染物を含む廃水、病原体を含む汚水及びその他廃棄物を輸送、又は保管することを禁止する。

**第三十七条** 多層地下水の帯水層の水質に大きな差がある場合、各層毎に揚水しなければならない。すでに汚染された地下水と被圧地下水を混合して揚水してはならない。

**第三十八条** 地下工事施設を建設し、又は地下探査、採鉱等の活動を行う場合、防護措置を講じ、地下水の汚染を防止しなければならない。

**第三十九条** 人工的に地下水を涵養する場合、地下水の質を悪化させてはならない。

## 第二節 工業水質汚染防止処理

**第四十条** 国务院関連部門及び県級以上の地方人民政府は合理的な工業配置を計画し、水質汚染を引き起こした企業に対し技術改良を要求し、総合的な防止処理措置を講じ、水の再利用率を高め、廃水と汚染物の排出量を減少させなければならない。

**第四十一条** 国は水環境を著しく汚染する旧式の生産技術及び設備に対し淘汰制度を実施する。

国務院経済総合マクロ調整部門は国務院の関連部門と共同して、期限を定めて使用を禁止する水環境を著しく汚染する生産技術のリスト、及び期限を定めて生産、販売、輸入、使用を禁止する水環境を著しく汚染する設備のリストを公表する。

生産者、販売者、輸入者又は使用者は定められた期限までに前項に定める設備リストに記載された設備の生産、販売、輸入又は使用を停止しなければならない。生産技術の使用者は、定められた期限までに前項に定める生産技術リストに記載された生産技術の使用を停止しなければならない。

本条第二項、第三項の規定により淘汰された設備は第三者に譲渡して使用させてはならない。

**第四十二条** 国は、国の産業政策に合致しない小規模製紙、製革、捺染、染料、コークス、硫黄、ヒ素、水銀、製油、電気メッキ、農薬、アスベスト、セメント、ガラス、鉄鋼、火力・電気及びその他水環境を著しく汚染する生産プロジェクトの新設を禁止する。

**第四十三条** 企業は、原材料の有効利用率が高く、汚染物の排出量の少ないクリーンな生産技術を採用し、かつ管理を強化し、水質汚染の発生を減少させなければならない。

### 第三節 都市・町水質汚染防止処理

**第四十四条** 都市・町污水は集中処理を行わなければならない。

県級以上の地方人民政府は、財政予算とその他方法を通じて資金を調達し、都市・町污水集中処理施設及び附属排水管網の建設を統一的に手配し、当該行政区域の都市・町污水の収集率と処理率を高めなければならない。

国務院建設主管部門は、国務院経済総合マクロ調整部門、環境保護主管部門と共に、都市・町と郷の計画及び水質汚染防止処理計画に基づき、全国都市・町污水処理施設の建設計画の策定を手配しなければならない。県級以上の地方人民政府組織建設部門、経済総合マクロ調整部門、環境保護部門、水行政等部門は当該行政区域の都市・町污水処理施設の建設計画を策定するものとする。県級以上の人民政府建設主管部門は都市・町污水処理施設の建設計画に基づき、都市・町污水集中処理施設及び附属排水管網の建設を手配し、かつ都市・町污水集中処理施設の運営に対する監督管理を強化しなければならない。

都市・町污水集中処理施設運営単位は、国の規定に従い汚染物排出者に対し污水処理の有償サービスを提供し、污水処理料金を徴収し、污水集中処理施設の正常な稼働を保証する。都市・町污水集中処理施設に污水を排出し、污水処理料金を納めている場合は、さらに汚染物排出料金を支払う必要はない。徴収された污水処理料金は都市・町污水集中処理施設の建設と運営にあてられなければならない、その他の用途に流用してはならない。



都市・町污水集中処理施設の污水処理料金の徴収、管理及び用途についての具体的方法は、国務院が定める。

**第四十五条** 都市・町污水集中処理施設に水質汚染物を排出する場合、国又は地方が定める水質汚染物排出基準に合致しなければならない。

都市・町污水集中処理施設の排水水質が国又は地方が定める水質汚染物排出基準に合致した場合、国の関連規定に基づき汚染物排出料金を免除することができる。

都市・町污水集中処理施設の運営単位は、都市・町污水集中処理施設の排水水質に対し責任を負わなければならない。

環境保護主管部門は都市・町污水集中処理施設の排水水質と水量に対し監督検査を行わなければならない。

**第四十六条** 生活ごみ埋立場を建設する場合、水質汚染を引き起こさないよう浸出防止等の措置を講じなければならない。

#### **第四節 農業と農村水質汚染防止処理**

**第四十七条** 農薬を使用する場合は、国の農薬の安全使用に関する規定と基準に合致しなければならない。

農薬の輸送、保管及び有効使用期限を過ぎた農薬の処分に対し、管理を強化し、水質汚染を防止しなければならない。

**第四十八条** 県級以上の地方人民政府農業主管部門とその他関連部門は、措置を講じ、農業生産者に科学的で、合理的に化学肥料と農薬を使用するよう指導し、化学肥料と農薬の過量使用を抑制し、水質汚染を防止しなければならない。

**第四十九条** 国は、家畜飼育場、飼育区における家畜の糞便及び廃水の総合利用又は無害化処理施設の建設を支持する。

家畜飼育場、飼育区は、その家畜の糞便及び廃水の総合利用又は無害化処理施設の正常な稼働を保証し、污水の基準値内の排出を保証し、水環境汚染を防止しなければならない。

**第五十条** 水産養殖に従事する者は、水域の生態環境を保護し、養殖密度を科学的に確定し、餌の投入及び薬物の使用を合理化し、水環境汚染を防止しなければならない。

**第五十一条** 耕地灌漑水路に工業廃水と都市・町污水を排出する場合、その下流の直近の灌漑取水点の水質が耕地灌漑水質基準に合致することを保証しなければならない。

工業廃水と都市・町污水を利用して灌漑する場合、土壌、地下水及び農産品の汚染を防止しな

ければならない。

## 第五節 船舶による水質汚染防止処理

**第五十二条** 船舶から油を含む汚水、生活污水を排出する場合、船舶汚染物排出基準に合致しなければならない。海上運輸に従事する船舶が国内河川及び港湾に入るときは、国内河川の船舶汚染物排出基準を遵守しなければならない。

船舶の残油、廃油は回収しなければならず、水域に排出してはならない。

水域に船舶ごみを投棄することを禁止する。

船舶にて油類又は有毒貨物を積載する場合、溢れたり漏れたりすることを防止する措置を講じ、貨物が水中に落ちて水質汚染を引き起こすことを防止しなければならない。

**第五十三条** 船舶は、国の関連規定に従い相応する汚染防止設備と器材を配置し、かつ適法で有効な水域環境汚染防止についての証明書と文書を備えなければならない。

船舶は、汚染物排出に係わる作業を行う場合、作業規則を厳格に遵守し、かつ相応する記録簿に事実の通りに記入しなければならない。

**第五十四条** 港湾、パース、積卸場及び船舶修造場は、船舶汚染物、廃棄物を十分に収容できる施設を保有しなければならない。船舶汚染物、廃棄物の収容作業に従事する単位、又は油類、汚染の危険性のある貨物を積載した船倉の洗浄作業に従事する単位は、その運営規模に適合する収容力、処理能力を有さなければならない。

**第五十五条** 船舶は、次に掲げる活動を行う場合、作業案を作成し、有効な安全措置及び汚染防止措置を講じ、かつ作業地の海事管理機構に報告して認可を受けなければならない。

- (一) 残油、油を含む汚水、汚染の危険性のある貨物残留物の収容作業を行なうか、又は油類、汚染の危険性のある貨物を積載していた船倉の洗浄作業を行う場合。
- (二) バラ積みの汚染危険性のある液体貨物の積替作業を行う場合。
- (三) 船舶の水上解体、引き上げ又はその他の水上、水中における船舶施工作業を行なう場合。

漁港水域で漁船の水上解体活動を行う場合、作業地の漁業主管部門に報告して認可を受けなければならない。

## 第五章 飲用水水源及びその他特殊水域の保護

**第五十六条** 国は、飲用水水源保護区制度を確立する。飲用水水源保護区は一級保護区と二級保護区に分ける。必要に応じて飲用水水源保護区の周辺の一定区域を準保護区として確定することができる。

飲用水水源保護区の確定は、関連する市、県の人民政府が区画案を提出し、省、自治区、直轄市の人民政府に報告して認可を受ける。市、県を跨ぐ飲用水水源保護区の確定は、関連する市、県の人民政府が協議により区画案を提出し、省、自治区、直轄市人民政府に報告して認可を受ける。協議がまとまらない場合、省、自治区、直轄市の人民政府環境保護主管部門は、同級の水行政、国土資源、衛生、建設等の部門と共に、区画案を提出し、同級の関連部門の意見を求めてから、省、自治区、直轄市人民政府に報告して認可を受ける。

省、自治区、直轄市を跨ぐ飲用水水源保護区は、関連する省、自治区、直轄市人民政府が関連する流域管理機構と協議して確定する。協議がまとまらない場合、国務院環境保護主管部門は、同級の水行政、国土資源、衛生、建設等部門と共に区画案を提出し、国務院関連部門の意見を求めてから、国務院に報告して認可を受ける。

国務院及び省、自治区、直轄市の人民政府は、飲用水水源を保護する実際の需要に応じて、飲用水の安全を確保するため、飲用水水源保護区の範囲を調整することができる。関連する地方人民政府は、飲用水水源保護区の境界線に明確な地理標識及び明らかな注意標識を設置しなければならない。

**第五十七条** 飲用水水源保護区内に汚染物排出口を設置することを禁止する。

**第五十八条** 飲用水水源一級保護区内における給水施設及び水源保護と無関係な建設プロジェクトの新設、変更、増設を禁止する。既に建設された給水施設及び水源保護と無関係な建設プロジェクトは、県級以上の人民政府がこれを撤去、又は閉鎖するよう命じる。

飲用水水源一級保護区内において、網いけす養殖、観光、遊泳、釣り又はその他の飲用水水域を汚染するおそれのある活動に従事してはならない。

**第五十九条** 飲用水水源二級保護区内における汚染物を排出する建設プロジェクトの新設、変更、増設を禁止する。既に建設された汚染物を排出する建設プロジェクトは、県級以上の人民政府がこれを撤去、又は閉鎖するよう命じる。

飲用水水源二級保護区内において、網いけす養殖、観光等の活動に従事する場合、規定に従い措置を講じ、飲用水水域の汚染を防止しなければならない。

**第六十条** 飲用水水源準保護区内において、水域を著しく汚染する建設プロジェクトの新設、増設を禁止する。建設プロジェクトを変更する場合、汚染排出量を増加してはならない。

**第六十一条** 県級以上の地方人民政府は、飲用水水源を保護する実際の需要に応じて、準保護区内において工事措置又は湿原、水源涵養林の整備等の生態を保護する措置を講じ、水質汚染物が飲用水水域に直接排出することを防止し、飲用水の安全を確保しなければならない。

**第六十二条** 飲用水水源が汚染され、給水の安全を脅かすおそれがある場合、環境保護主管部門は関連する企業・事業単位に対し、水質汚染物排出を停止し、又は減少させる等の措置を講じるよう命じなければならない。

**第六十三条** 国務院及び省、自治区、直轄市の人民政府は、水環境保護の必要に応じて、飲用水水源保護区内において、リンを含む洗剤、化学肥料、農薬の使用を禁止又は制限し、及び栽培・養殖を制限する等の措置を講じることができる。

**第六十四条** 県級以上の人民政府は、景勝地の水域、重要な漁業水域及びその他の特殊な経済文化価値を有する水域を保護区として確定することができ、かつ措置を講じ、保護区の水質が規定用途の水環境保全基準に合致するよう保証する。

**第六十五条** 景勝地の水域、重要な漁業水域及びその他の特殊な経済文化価値を有する水域の保護区内において、汚染物排出口を新設してはならない。保護区付近に汚染物排出口を新設する場合、保護区の水質が汚染されることがないように保証しなければならない。

## 第六章 水質汚染事故の処理

**第六十六条** 各級の人民政府及びその関連部門、水質汚染事故を発生させるおそれのある企業・事業単位は、「中華人民共和国突発事件対応法」の規定に基づき、突発性水質汚染事故の応急対策準備、応急処理及び事後の回復作業等を行わなければならない。

**第六十七条** 水質汚染事故を発生させるおそれのある企業・事業単位は、水質汚染事故に関する応急対策案を作成し、応急対策準備を行い、定期的に演習を行わなければならない。

危険化学品を生産、貯蔵する企業・事業単位は、措置を講じ、安全生産事故を処理する過程において発生する水域を著しく汚染するおそれのある消防廃水、廃液が直接水域に排出されることを防止しなければならない。

**第六十八条** 企業・事業単位は、事故又はその他突発性事件が発生し、水質汚染事故を引き起こしたか、又は引き起こすおそれのある場合、当該単位の応急対策案を直ちに発動させ、応急対策を講じ、かつ事故発生地の県級以上の地方人民政府又は環境保護主管部門に報告しなければならない。環境保護主管部門は報告を受けた後、速やかに同級人民政府に報告し、かつ関連部門に写しを送付しなければならない。

漁業汚染事故を引き起こしたか、又は漁業船舶が水質汚染事故を引き起こした場合、事故発生地の漁業主管部門に報告し、調査処理を受けなければならない。その他の船舶が水質汚染事故を引き起こした場合、事故発生地の海事管理機構に報告し、調査処理を受けなければならない。漁業に損害をもたらした場合、海事管理機構は漁業主管部門に通知し、調査処理に参加させなければならない。

## 第七章 法的責任

**第六十九条** 環境保護主管部門又は本法の規定に従い監督管理権を行使するその他の部門が、法に従った行政許可又は認可文書の交付を行わない場合、違法行為を発見し、又は違法行為に対する告発を受けた後調査処理を行わない場合、又はその他の本法に定める職責の

不履行があった場合、その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者を法により処分する。

**第七十条** 環境保護主管部門又は本法の規定に従い監督管理権を行使するその他の部門が行なう監督検査を拒絶したり、又は監督検査を受けるときに偽装工作をした場合、県級以上の人民政府環境保護主管部門又は本法の規定により監督管理権を行使するその他の部門は是正を命じ、一万元以上五十万元以下の罰金に処する。

**第七十一条** 本法の規定に違反し、建設プロジェクトの水質汚染防止処理施設を建設しない場合、検査を受けない場合、又は検査に合格せずに、主体工程を生産に投入し、又は使用した場合、県級以上の人民政府環境保護主管部門は、検査に合格するまで、生産又は使用を停止するよう命じ、五万元以上五十万元以下の罰金に処する。

**第七十二条** 本法の規定に違反し、次に掲げる行為のいずれかに該当した場合、県級以上の人民政府環境保護主管部門は、期限を定めて是正を命じ、期限を過ぎても是正しない場合、一万元以上十万元以下の罰金に処する。

(一) 国务院環境保護主管部門が定める水質汚染物排出申告登記事項の報告を拒絶し、又は偽って報告した場合。

(二) 規定に従った水質汚染排出自動監視測定設備の取り付けをしなかったか、又は規定に従った環境保護主管部門の監視測定設備とのネットワーク接続をせず、かつ監視測定設備の正常な作動を保証しなかった場合。

(三) 規定に従った排出工業廃水に対する監視測定を行わず、かつ監視測定記録の原データを保存しなかった場合。

**第七十三条** 本法の規定に違反し、水質汚染物処理施設を正常に使用しなかった場合、又は環境保護主管部門の認可を得ずに水質汚染物処理施設を撤去、又は使用せずに放置した場合、県級以上の人民政府環境保護主管部門は、期限を定めて是正を命じ、汚染物排出料金の一倍以上三倍以下の罰金に処する。

**第七十四条** 本法の規定に違反し、水質汚染物の排出量が、国又は地方が定める水質汚染物排出基準を超えた場合、又は重点水質汚染物排出総量規制指標を超えた場合、県級以上の人民政府環境保護主管部門は、権限に基づき期限を定めて是正整備を命じ、汚染物排出料金の二倍以上五倍以下の罰金に処する。

所定の是正整備期間内において、環境保護主管部門は、生産制限、排出制限又は生産停止して整備を行なうよう命じる。所定の是正整備期間は最長で一年を超えてはならない。期限を過ぎても是正整備作業が完了しない場合、認可権のある人民政府に報告して認可を受けた後、閉鎖を命じる。

**第七十五条** 飲用水水源保護区内に汚染物排出口を設置した場合、県級以上の地方人民政府は期限を定めて撤去を命じ、十万元以上五十万元以下の罰金に処する。期限を過ぎても撤去しない場合、強制的に撤去し、必要な費用は違法者が負担するものとし、五十万元以上百万元以下の罰金に処し、また生産停止して是正処置をとるよう命じることができる。

前項の規定のほか、法律、行政法規及び国务院環境保護主管部門の規定に違反し、汚染物排出口を設置したり、又は隠しパイプを私設した場合、県級以上の地方人民政府環境保護主管部門は、期限を定めて撤去を命じ、二万元以上十万元以下の罰金に処する。期限を過ぎても撤去しない場合、強制的に撤去し、必要な費用は違法者が負担するものとし、十万元以上五十万元以下の罰金に処する。隠しパイプを私設し、又はその他の重い情状があった場合、県級以上の地方人民政府環境保護主管部門は、県級以上の地方人民政府に生産を停止しての是正処置を命じることを求めることができる。

水行政主管部門又は流域管理機構の同意を得ずに、河川、湖沼に汚染物排出口を新設し、変更し、増設した場合、県級以上の人民政府水行政主管部門又は流域管理機構は、職権に基づき前項の規定により措置を講じ、処罰する。

**第七十六条** 次に掲げる行為のいずれかに該当した場合、県級以上の地方人民政府環境保護主管部門は、違法行為を停止し、期限を定めて是正整備を行い、汚染を排除するよう命じ、罰金に処する。期限を過ぎても是正整備を行わない場合、環境保護主管部門は、整備能力を有する業者を指定して代理整備をさせることができ、必要な費用は違法者が負担する。

(一) 水域に油類、酸液、アルカリ液を排出した場合。

(二) 水域に劇毒廃液を排出したか、又は水銀、カドミウム、ヒ素、クロム、鉛、シアン化物、黄リン等の可溶性劇毒固体廃棄物を水域に排出、投棄し、又は直接地中に埋めた場合。

(三) 水中で油類、有毒汚染物を積載・充填したことのある車両又は容器を洗浄した場合。

(四) 水域に工業固体廃棄物、都市・町ごみ又はその他の廃棄物を排出、投棄したか、又は河川、湖沼、運河、用水路、ダムの最高水位線より低い川辺、岸辺に固体廃棄物又はその他の汚染物を堆積、保管した場合。

(五) 水域に放射性固体廃棄物又は高レベル放射性、中レベル放射性物質を含む廃水を排出し、投棄した場合。

(六) 国の関連規定又は基準に違反し、水域に低レベルの放射性物質を含む廃水、熱を帯びた廃水又は病原体を含む汚水を排出した場合。

(七) 浸透井戸、浸透側溝、地表の亀裂又は鍾乳洞を利用して有毒汚染物を含む廃水、病原体を含む汚水又はその他の廃棄物を排出、投棄した場合。

(八) 浸出防止措置を講じていない排出用水路、溜池等を利用して有毒汚染物を含む廃水、病原体を含む汚水又はその他の廃棄物を輸送し、又は保管した場合。

前項第(三)号、第(六)号に定める行為のいずれかに該当した場合、一万元以上十万元以下の罰金に処する。前項第(一)号、第(四)号、第(八)号に定める行為のいずれかに該当した場合、二万元以上二十万元以下の罰金に処する。前項第(二)項、第(五)項に定める行為のいずれかに該当した場合、五万元以上五十万元以下の罰金に処する。

**第七十七条** 本法の規定に違反し、生産、販売、輸入、使用を禁止する水環境を著しく汚染する設備のリストに記載された設備を生産、販売、輸入又は使用した場合、又は使用を禁止する水環境を著しく汚染する生産技術のリストに記載された生産技術を使用した場合、県級以上の人民政府経済総合マクロ調整部門は、是正を命じ、五万元以上二十万元以下の罰金に処する。情状が重い場合、県級以上の人民政府経済総合マクロ調整部門が意見を提出し、同級人民政

府に営業停止、閉鎖を命じるよう求める。

**第七十八条** 本法の規定に違反し、国の産業政策に合致しない小規模製紙、製革、捺染、染料、コークス、硫黄、ヒ素、水銀、製油、電気メッキ、農薬、アスベスト、セメント、ガラス、鉄鋼、火力・電気及びその他水環境を著しく汚染する生産プロジェクトを建設した場合、所在地の市、県の人民政府は閉鎖を命じる。

**第七十九条** 船舶に相応する汚染防止設備と器材を配置せず、又は適法で有効な水域環境汚染防止についての証明書及び文書を備えていなかった場合、海事管理機構、漁業主管部門は、各自の職責に応じて期限を定めて是正を命じ、二千元以上二万元以下の罰金に処する。期限を過ぎても是正しない場合、船舶の一時通航停止を命じる。

船舶が汚染物排出に係わる作業を行うにあたり、作業規則を遵守せず、又は相応する記録簿に事実通りに記入しなかった場合、海事管理機構、漁業主管部門は各自の職責に応じて是正を命じ、二千元以上二万元以下の罰金に処する。

**第八十条** 本法の規定に違反し、次に掲げる行為のいずれかに該当した場合、海事管理機構、漁業主管部門は各自の職責に応じ違法行為の停止を命じ、罰金に処する。水質汚染を引き起こした場合は、期限を定めて是正整備を行い、汚染を排除するよう命じる。期限を過ぎても是正整備を行わない場合、海事管理機構、漁業主管部門は各自の職責に応じ、整備能力のある業者を指定して代理整備をさせることができ、必要な費用は船舶が負担する。

(一) 水域に船舶ごみを投棄したか、又は船舶の残油、廃油を排出した場合。

(二) 作業地の海事管理機構の認可を得ずに、船舶が残油、油を含む汚水、汚染危険性のある残留物の収容作業を行ったり、又は油類、汚染危険性のある貨物を積載した船倉を洗浄する作業を行ったり、又はバラ積みの汚染危険性のある液体貨物の積替作業を行ったりした場合。

(三) 作業地の海事管理機構の認可を得ずに、船舶の水上解体、引き上げ又はその他の水上、水中における船舶の施工作業を行なった場合。

(四) 作業地の漁業主管部門の認可を得ずに、漁港水域にて漁業船舶の水上解体を行なった場合。

前項第(一)号、第(二)号、第(四)号に定める行為のいずれかに該当した場合、五千元以上五万元以下の罰金に処し、前項第(三)号に定める行為に該当した場合、一万元以上十万元以下の罰金に処する。

**第八十一条** 次に掲げる行為のいずれかに該当した場合、県級以上の地方人民政府環境保護主管部門は違法行為の停止を命じ、十万元以上五十万元以下の罰金に処す。また、認可権のある人民政府に報告して認可を受けた後、撤去又は閉鎖を命じる。

(一) 飲用水水源一級保護区内において、給水施設及び水源保護と無関係な建設プロジェクトを新設、変更、増設した場合。

(二) 飲用水水源二級保護区内において、汚染物を排出する建設プロジェクトを新設、変更、増設した場合。

(三) 飲用水水源準保護区内において、水域を著しく汚染する建設プロジェクトを新設し、増設し

たり、又は建設プロジェクトの変更にともない、汚染物排出量を増加させた場合。

飲用水水源一級保護区内で網いけす養殖に従事したり、又は観光、釣りもしくはその他の飲用水水域を汚染するおそれのある活動に従事した場合、県級以上の地方人民政府環境保護主管部門は、違法行為の停止を命じ、二万元以上十万元以下の罰金に処する。個人が飲用水水源一級保護区内で遊泳、釣り又はその他の飲用水水域を汚染するおそれのある活動を行った場合、県級以上の地方人民政府環境保護主管部門は、違法行為の停止を命じ、五百元以下の罰金に処することができる。

**第八十二条** 企業・事業単位が次に掲げる行為のいずれかに該当した場合、県級以上の人民政府環境保護主管部門は是正を命じる。情状が重い場合、二万元以上十万元以下の罰金に処する。

(一) 規定に従い水質汚染事故の応急対策案を作成しなかった場合。

(二) 水質汚染事故の発生後、速やかに水質汚染事故の応急対策案を発動せず、関連する応急対策を講じなかった場合。

**第八十三条** 企業・事業単位が本法の規定に違反し、水質汚染事故を引き起こした場合、県級以上の人民政府環境保護主管部門は、本条第二項の規定に従い罰金に処し、期限を定めて是正整備を行い汚染を排除するよう命じる。要求に従い是正整備を行わなかったり、整備能力を具備していない場合、環境保護主管部門は、整備能力を具備する業者を指定して代理整備をさせ、必要な費用は違法者が負担する。重大又は特に深刻な水質汚染事故を引き起こしたものについては、認可権のある人民政府に報告し認可を得た後、閉鎖を命じることができる。その直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者に対し、当人が前年度当該単位より取得した収入の 50 パーセントを限度とする罰金に処することができる。

一般的又は比較的大きな水質汚染事故を引き起こした場合、水質汚染事故によりもたらされた直接損害の 20 パーセントを罰金の額とする。重大又は特に深刻な水質汚染事故を引き起こした場合、水質汚染事故によりもたらされた直接損害の 30 パーセントを罰金の額とする。

漁業汚染事故を引き起こしたり、又は漁業船舶による水質汚染事故を引き起こしたりした場合、漁業主管部門が処罰を行う。その他の船舶による水質汚染事故を引き起こした場合、海事管理機構が処罰を行なう。

**第八十四条** 当事者は、行政処罰決定に不服である場合、行政不服申立を行なうことができ、また通知を受けた日から十五日以内に人民法院に訴訟を提起することもできる。期間が満了しても行政不服申立を行わず、又訴訟を提起しない状況下で、行政処罰決定を履行しない場合、行政処罰決定を行った機関は人民法院に強制執行を申立てる。

**第八十五条** 水質汚染により損害を受けた当事者は、汚染物排出側に対し危険排除及び損害賠償を求める権利を有する。

水質汚染損害が不可抗力に起因する場合、汚染物排出側は、損害賠償責任を負わないものとする。但し、法律に別途定めのある場合はこの限りではない。



被害者が故意に水質汚染損害を引き起した場合、汚染物排出側は損害賠償責任を負わないものとする。被害者の重過失により水質汚染損害が引き起された場合、汚染物排出側の賠償責任を軽減させることができる。

水質汚染損害が第三者に起因する場合、汚染排出側は賠償責任を負担した後、第三者に求償することができる。

**第八十六条** 水質汚染に起因する損害賠償責任及び賠償金額についての紛争は、当事者の請求により環境保護主管部門又は海事管理機構、漁業主管部門が各自の職責に応じ調停処理することができる。調停がまとまらない場合は、当事者は人民法院に訴訟を提起することができる。当事者は直接に人民法院に訴訟を提起することもできる。

**第八十七条** 水質汚染に起因する損害賠償訴訟は、汚染物排出側が法律に定める免責事由及び自己の行為と損害結果との間に因果関係が存在しないことにつき挙証責任を負うものとする。

**第八十八条** 水質汚染により損害を受けた当事者の人数が多い場合、当事者は法により代表者を選出し共同訴訟を行なうことができる。

環境保護主管部門及び関連社会団体は、法により水質汚染の損害を受けた当事者による人民法院への提訴を支持することができる。

国は、法律サービス機構及び弁護士が水質汚染損害訴訟の被害者のため法律援助を提供することを奨励する。

**第八十九条** 水質汚染に起因する損害賠償責任及び賠償金額について紛争のある場合、当事者は環境監視測定機構に委託して監視測定データを提供させることができる。環境監視測定機構は委託を引受け、事実通りに関連監視測定データを提供しなければならない。

**第九十条** 本法の規定に違反し、治安管理中に違反する行為を構成する場合、法により治安管理处罰を与える。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

## 第八章 附則

**第九十条** 本法において次に掲げる用語の定義は以下の通りである。

(一)水質汚染とは、水域にある種の物質が混入したことにより、その化学、物理、生物又は放射性等における特徴が変化し、これにより水の有効利用に影響を与え、人体の健康に危害を及ぼし、又は生態環境を破壊し、水質の悪化を引き起こす現象をいう。

(二)水質汚染物とは、直接又は間接に水域に排出され水域汚染を引き起こす物質をいう。

(三)有毒汚染物とは、直接又は間接に生物の体内に摂取された後に、当該生物又はその子孫に発病、行動障害、突然変異、生理機能の異常、体躯の変形又は死亡を引き起こす汚染物をいう。

(四) 漁業水域とは、区画された魚、エビ類の産卵場、餌場、越冬場、回遊ルート及び魚、エビ、貝、藻類の養殖場をいう。

**第九十二条** 本法は 2008 年 6 月 1 日より施行する。